

デジタル化が進む現代社会における地域情報化について

——現代社会論の視点から見た地域情報インフラの社会的意味——

城戸 秀之

1. 研究の目的と本稿での課題

本論文の研究課題は現代社会において地域社会が社会的にいかにか表象されうるのか、そしてそれがいかに社会的に認識されうるのかを問うことにある。現代社会論においては全体社会と個人レベルでの、先進諸国に共通する社会変動の特徴に焦点を合わせ、そこにおける中間領域の生活圏としての地域社会のあり方については消極的に捉える議論が多い。社会の全体化の一方での中間領域の機能的弱体化 (Beck 1986=1998, Bauman 2000=2001)、消費における汎用的・量的な合理化・機能化のグローバルな進展による質的・個別的なものとしてのローカルな存在の縮小 (Ritzer 2004=2005) などがあげられる。その一方で、政策課題としての「地方創生」に見られるような地域活性化だけでなく、「子ども食堂」に見られる様なインフォーマルな生活課題解決においても生活圏としての地域社会は現在の社会課題の解決の場としてみます重要視されているが¹、そこでは地域社会が自明の枠組みとみなされていると考えられる。このように地域社会をめぐってはその在り

方の認識に関して考慮すべき相違が生じていると考えられる。

この問題関心から1990年代以降の地域情報化を対象としてきた。それは上記の社会変動の重要な起因として情報環境の高度化とその社会的全体化があり、情報環境の在り方が全体社会だけでなく地域社会にも大きな影響を与えるからである。1980年代半ばの規制緩和による通信自由化以降、社会経済の情報化は進展してきており、2000年以降はブロードバンドによる常時接続、通信端末のモバイル化、クラウド・コンピューティングによる情報処理の全体化などが進んだ。さらに2020年からの新型コロナウイルスの世界的感染拡大によって、それまでの対面的活動が職場でのテレワーク、教育での遠隔授業などリモートでの活動に「強制的」に置換されたことに見られるように、社会的インフラとしての情報通信の役割は飛躍的に大きくなり、これまで以上に重視されるようになっていく。

政府はこの様なコロナ禍における情報通信に対する必要性の高まりを踏まえて、遅れを指摘された行政電子化政策を推進するために1999年制定の「高度情報通信ネットワーク社会形成基

¹ 「地方創生」については、内閣官房・内閣府「地方創生」(2021年7月22日取得, <https://www.chisou.go.jp/sousei/>)を参照。また、子ども食堂については、農林水産省『子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集』(2018年)(2021年7月22日取得, <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/kodomosyokudo-33.pdf>), および吉田祐一郎(2016)を参照のこと。

本法」と政策推進のために内閣に置かれていた高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を廃止し、2021年5月に「デジタル社会形成基本法」（同年9月施行）ほか個人情報保護法の改正を含む関連法案を定め、加えてそれまで省庁ごとに行われていたデジタル化政策の重点計画を一元的に作成するため、新たに内閣にデジタル庁を発足させた²。

同法の定義する「デジタル社会」とは、高度情報通信ネットワークのもとに多様な情報の共有・受発信、人工知能（AI）やクラウド・コンピューティングなどの先端的情報通信技術の利用、電磁的に記録された情報の適正・効率的活用によってあらゆる分野の発展が可能になる社会とされている（第二条）。また同法では前法と同様に、全国民の情報通信による恩恵の享受（第三条）、国民成果におけるゆとりと豊かさの実感（第五条）、地域社会の活性化（第六条）、利用機会の格差是正（第八条）がうたわれ、その実現のための国と地方公共団体の責務（第十四条）を定めている。また、地域情報化という面では、国と地方公共団体の情報システムの共同化（第二十九条）、国民による行政が保有する情報の活用（第三十条）が示される一方で、地方公共団体の責務としてその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策の策定・実施（第十四条）が定められている。

今後の具体的な政策の展開を待たなければならないが、このような政府による行政のデジタル化を中心にさらなる一元的な情報化が技術決定論的な文脈で推進されようとする状況にあ

り、地域社会においてもさらなる情報化の推進が求められると考えられる。一方で社会のデジタル化は行政を含む手続き的な面での利便性・簡便性の増大という生活システムの汎用的な機能化を促進することであるが、他方では2000年代初めに「環境管理型権力」³として議論されたように、個人の生活がデジタルな情報として様々なセクターで管理され、それがさらに進展することを意味している。

このような含意をもつ「デジタル社会」における地域情報化が、行政情報システムのクラウド化に見られるような行政電子化とその情報の広範な活用の推進に留まるものならば、それは地域社会が自身を電子的リソースに置き換えることを意味する（城戸 2020）。電子的汎用化としての地域社会のデジタル化は、生活空間としての空間的範囲での社会的過程を電子的情報の操作によってショートカットすることである。それは、われわれにとって地域社会が準拠すべき生活圏ではなく汎用的に利用可能なリソース群の一部となるとともに、日常の生活過程において地域社会はそこに「居る」空間として現れにくく、また認識されにくくなることを意味する。これは社会的文脈から人間の活動が分離されることであり、後述のギデンスの用語を用いれば「脱埋め込み」（Giddens 1990=1993）が地域社会で深化することと考えられる。

これに対して異なる視点から地域情報化の重要性を考えることができる。後述の臼杵市の事例⁴において地域情報化は地域課題の認識とその解決のためのツールとなったが、そのために

² デジタル社会形成基本法の概要については、内閣府「デジタル社会形成基本法の概要」（2021年7月22日取得、https://www.cas.go.jp/jp/houan/210209_1/siryoul.pdf）、デジタル庁については同庁ホームページ（2021年7月22日取得、<https://www.digital.go.jp/>）を参照。

³ 環境管理型権力については、東（2007）、および城戸（2020）を参照。

⁴ 本稿で取り扱う臼杵市の事例については、2019年までの聞き取り調査をもとに整理したものである。これま

は地域社会での情報ネットワークの構築を自主的に選択することが必要になる。その場合は単に商用サービスに依存した情報化とは異なり、課題解決のための情報通信の利活用における地域社会のアクターとして行政、アソシエーション、ユーザーのあり方が問われ、さらにその活動を通して現れる「地域社会」とは何かが問われることになる。これは全体社会と個人との中間領域である地域社会の表象やその認識に関わるものであり、その様態が問われるのである。

技術決定論を採らない一方で、この問いを情報環境の外部に求めないのは以下の理由がある。ひとつは現代人の生活基盤が情報通信によって支えられているという現実があるからである。大都市圏だけでなく、調査対象としている地方都市においても情報通信サービスの利用は深く生活に浸透しているからである。次には現在の全体レベルでの情報化は社会の中間領域を必ずしも必要としないが、地域情報化という場面においては行政や地域社会のアソシエーション、ユーザーグループなどが社会的装置となることで、中間領域において情報化に社会的な意味づけを行うことが可能だと考えるからである。

以上の問題意識のもとで、これまでの次のような考察を行ってきた。地域情報化が地域社会を上位の全体的情報ネットワークのサブシステムにしてそのリソースとすることを「地域社会の情報化」と捉え、それに対するものとして地域社会のエージェントによる自己管理的な主体性をもつ情報化を「情報の地域化」と位置づけた(城戸 2010)。しかし、前述のように情報環境の高度化により地域社会においても生活空間

を情報化されたりソースとする状況が現れ、このことから「地域社会の情報化」は二重性をもつものとして捉えねばならなくなった。この点を考察するために、地域社会における情報化のアクターとしてのアソシエーションや生活者のあり方を「当事者」の概念によって検討し(城戸 2019)、また中間領域における情報インフラの社会的意味を「アーキテクチャ」の概念から考察することを試みた(城戸 2020)。

本稿では以上の考察を受け、現代の情報化についてはラッシュとアーリによる「情報コミュニケーション構造」などの論考と、「当事者」については上野らの論考を取り上げて、それらをアーキテクチャの視点から整理する。そこから地域情報化において創出され充足される社会的ニーズと「地域内存在」としての社会的文脈、そしてそれらによる地域社会の表出のあり方に焦点を合わせて大分県臼杵市の地域情報化事業を事例として検討し、中間領域としての地域社会の情報インフラがもつ現代における社会的意味を考えたい。

2. 情報化が基盤となる社会と現代の自己表出

この章では、地域情報化における情報インフラの社会的意味を考察する手がかりとして、現代社会論の観点から S. ラッシュと J. アーリの「記号と空間」をめぐる議論と、現代的自己のあり方として上野らによる「当事者」の概念を検討し、情報化が進む現代の地域社会での社会や自己の現れ方を捉える理論的視点を考察する。

2.1 現代社会の存立基盤としての「情報コミュニケーション構造」

ラッシュとアーリは『記号と空間の経済学』(1994=2018)で現代社会の構造変容について論じている。ここで1990年代の論考を取り上げる理由は、彼らの論考が、情報ネットワークが全面化した現代社会について、そこでの情報・記号の振る舞い、それを踏まえた社会の変化について取り上げており、その後の現代社会のあり方を考える上で、彼らが指摘する現代的情報化、あるいは記号的な表象についての在り方は、そこに立ち返って考察する意味があるからである。彼らの考察には経済、産業、新しい階層分化、移民のグローバルな移動、時間の変容など多岐の論点が含まれているが、ここでは情報・記号の流通する空間としての現代社会、およびそこでの地域社会(ローカル/コミュニティ)のあり方に焦点を合わせて見てゆく。

ラッシュとアーリの論考の理論的鍵は「再帰性」にある。ここでは現代社会論の文脈で取り上げるため理論的な詳論はできないが、彼らは現代社会を「再帰的近代」と捉え、「脱埋め込み」「リスク」などの議論を前提としつつも、ギデンスとベックの議論を「認知的再帰性」と評価し、それとは異なる観点から再帰性に着目することでポスト近代の肯定的評価を試みようとしている⁵(Lash and Urry 1994=2018: 236)。そこでの彼らの中心概念が「美的再帰性」または「解釈学的再帰性」であり、再帰性を主体ではなく客体、つまり情報や記号において捉えたものである(Lash and Urry 1994=2018: 122)。そこから現代社会の特徴として以下のような点を

示している。社会構造から人間活動が解放され、われわれを取り巻く記号や情報を通じて全体と部分の関係の理解によって事象についての意味づけが行われて、認識の普遍性からではなく、そこでの個別性と表出において意味形成がなされるようになる。

表象と認識という点で注意すべきは、現代社会が流通する記号(記号のフロー)の解説によって意味づけられるとする点である(Lash and Urry 1994=2018: 239)。彼らは現代社会の場として消費(市場)を考察する。消費における客体としての記号を取り上げ、消費の記号的価値を論じたボードリヤールのシミュラクルやハイパーリアルの概念(Baudrillard 1981=1984)と対比させながら日常生活を瞬時に変化する記号とイメージの解説という記号論的作業として捉えている(Lash and Urry 1994=2018: 239)。そこでは一元的・認知的な情報と対置され、表出の観点でのシニファン(記号表現)の優越が論じられる(Lash and Urry 1994=2018: 48)。このように現代社会においてフローとして流通する多元的な記号やイメージと現実とは切り離せないものとなっているのである(Lash and Urry 1994=2018: 250)。

ラッシュとアーリはベックとギデンスの議論を踏まえて現代社会では近代の社会制度によってわれわれの活動が規制できないものとなっていることを議論の前提とするが、その事態は社会における構造の喪失ではなく、それに代わるものとしての情報コミュニケーション構造に依拠すると述べる(Lash and Urry 1994=2018: 102)。それは前述の美的再帰性の条件であり、フローとしての記号を循環させる技術的基盤と

⁵ 「再帰性」に関する議論については、ラッシュ、ベック、ギデンスによる議論をまとめた Beck, Giddens and Lash (1994=1997) を参照のこと。ラッシュはそこで「美的再帰性」についての意義について論じている。

捉えられている (Lash and Urry 1994=2018: 98, 122, 130-131)。これは一国だけでなく、グローバルに展開するものであり、そのような技術的基盤が現代社会の基礎的構造を構成することが強調される⁶ (Lash and Urry 1994=2018: 259, 295)。

それまでの社会構造や制度的な枠組みに代わる情報コミュニケーション構造とそこにおける情報や記号などのフローのグローバル化が論じられるが、その一方でラッシュとアーリはグローバルに対するローカルなもの的重要性を論じている (Lash and Urry 1994=2018: 235)。近代社会の特徴としてローカルな文脈から社会関係が脱埋め込み化されるが、その一方でそれが時空間を横断して再結合されるとしている (Lash and Urry 1994=2018: 234)。上記のように絶え間なく現れる記号やイメージの解釈によって意味形成がなされることにより、新たな種類のローカル化した空間として感情的付加がなされ (Lash and Urry 1994=2018: 51-52)、共同体 (コミュニティ) はすでに投企されているものではなく新たに創られるものとなり、コミュニティへの参加は必然ではなく選択されるものとなるとともに、その創出は頻繁なものになるとしている (Lash and Urry 1994=2018: 291)。また、空間としての場所は情報コミュニケーション構造において流通する記号やイメージによって再構築されるものとなる (Lash and Urry 1994=2018: 300)。

ここまで現代社会論の観点からラッシュとアーリの議論を見てきたが、彼らの議論はその

後の現代社会の基本特性を捉えており、また現代社会での「ローカル」としての地域社会の存立状況を理解する手がかりを見ることができ。ひとつは社会的文脈として客体としての記号・情報を捉え、そこでの自己や社会の表出に焦点を合わせている点である。別稿で現代社会における生活圏の機能化と汎用化について論じたが (城戸 2017)、この点は消費化や情報化が進んだ現代社会の生活空間の機能化を客体の面から捉えることとつながり、また現代ではフローのなかでの記号やイメージを通した意味形成がおこなわれ、そのような客体への人間の関わりにおいて社会や自己が表出されることを指摘していると捉えられるからである。

次に、グローバルに対するローカルとしての地域社会に関しては、社会関係が時空間から脱埋め込み化されることにより、社会的な集まりとして人を内包するものではなく、選択され、また随意に創られるものとして捉えている。これも現代社会の生活空間の機能的側面と関連付けて捉えられる論点である。また場所という点では空間としては記号やイメージによって再構築されるものと捉えている。これはツーリズムなどでの地域イメージづくりという非日常に特化した論点にもつながるが (田所 2017)、ここでは生活空間としての日常的な場所の現代的な表出の様態を表すものとして考える。

ただ、ラッシュとアーリの議論を地域社会に当てはめるためには、グローバル化や移動を国際的なものではなく、ローカルな領域における社会の様態として捉え直す必要がある。情報コ

⁶ なお、ここでは触れないが、ラッシュとアーリは現在の資本主義 (脱組織的資本主義) において国民国家は情報コミュニケーション構造が生み出す人や価値、記号のフローを制御できず、そのため情報コミュニケーション構造から排除された階層や社会との間で格差が拡大することを指摘している (Lash and Urry 1994=2018: 131, 297)。

コミュニケーション構造のグローバル化はリッツアのいう汎用的な標準化や機能化 (Ritzer 2004=2005) を意味するものであり、それは地域社会での消費化・情報化した生活様式に当てはまるものである。また移動も国内での地域社会間での社会移動の恒常化を踏まえれば、汎用化した生活システムを前提とする地域社会内の社会関係や社会構造の様態としても見ることができる。このような読み替えは、彼らのねらいからすれば理論的な矮小化といえるが、視点をグローバルからローカルに反転することが本研究の視座であり、その限界を前提としてのことである。

2.2 自己表出の在り方としての「当事者」

「当事者」については別稿で居住者としての個々人の地域への関わりについての手がかりとして、機能的汎用化が進み社会的空間として可視化されにくくなった生活空間におけるアクターのあり方を捉えるためにこの概念を取り上げた (城戸 2019)。元々は「ニュートラル」な概念であるが (上野 2021: 228)、社会学では上野千鶴子らが社会福祉サービスにおける受給者の自己決定権を論じるために提起した概念であり (中西・上野 2003)、その議論を契機として「当事者」を鍵概念とする研究が生み出されている (上野 2021: 227)。そこでは以下紹介するようにマイノリティの権利主張・自己実現に焦点を合わせた理論的装置として立論されている。ここでは前稿と同様に、地域社会のアクターのあり方を捉える概念として取り上げてその後の進展を含めて検討し、本稿での議論に援用しうる論点について見てゆく。

ケアサービスを対象とした上野の定義においては、社会的に満たされるべきニーズとその帰属主体としての自己決定に重点が置かれている (上野 2008: 11-13)。そこでの自己決定の権利がパターンリズムなどにより阻害されることを批判するのである (上野 2008: 22, 25-26)。これを社会的弱者としてのマイノリティの権利の社会的受容に敷衍したものが榎田美雄らの「当事者宣言」をテーマとする論考である⁷ (榎田・小川 2021)。彼らのいう「当事者宣言」とは、マイノリティの肯定的カテゴリー化とその権利の承認の契機としての言明であり、上野と同様にすぐれて主体的なあり方と捉えられている (榎田・小川 2021: i-vi)。そこでは様々なマイノリティについて論じられているが、本稿の論点からは、宣言をめぐる活動のなかでは文脈依存的にマイノリティがカテゴリー化されること (小宮 2021: 178, 184)、(マイノリティとしての) アイデンティティが社会的なカテゴリーへの同一化により獲得されること (上野 2021: 233) に注目することができる。これらの「当事者」をめぐる論点は社会的弱者というカテゴリーやそのアイデンティティを肯定的文脈に置き換えることにあるが、この社会的文脈の置き換えは上記の様に社会の制度的規定力が弱まった現代社会における個々人の自己の社会的位置づけの論点としても捉え直すことができる。そこから、社会的に満たされるべきニーズの主体、状況依存的なカテゴリーへの同一化としてのアイデンティティの2つの論点を取り上げ、これらを本来の論点や射程とは異なる視点から取り上げてみたい。

前稿 (城戸 2019) では、限定的用法から広

⁷ ここでの「当事者」の議論は社会構築主義の「クレイム」の観点にもとづいて論じられている。

げて、まちづくりにおける地域社会のアクターとしての「当事者」について、コミュニティデザイン観点から公共施設のリノベーションへの住民参加を取り上げた山崎亮（2012）と、行政に加えてアソシエーションや個人が参加する地域政策とそこにおける個人のパーソナルな関心の重要性に注目した中庭光彦（2017）の議論を取り上げた。これを上記の論点から捉え直すと、山崎の議論は公共施設のリノベーションを社会的文脈として、満たされるべき地域ニーズの主体として地域住民が自己を位置づけることを契機とした地域社会での当事者の認識の形成とそれにもとづく活動を取り上げたものであり、また中庭の議論は、地域政策を社会的な文脈として、自己のニーズの充足というパーソナルな関心の実現や成果の享受を通して、個人が地域社会のアクターとして自己を位置づけることを論じたものといえることができる。そこでは前述のような社会的文脈の置き換えによって新たな地域社会でのアクターというカテゴリーを導き出すことで、自己を社会に位置づける過程として見る事ができる。

マイノリティの自己決定という論点自体が現代社会的ではあるが、ここでは「当事者」を先行研究の理論的射程から広げて、現代社会論において自己存在とその表出のあり方を捉える論点として考察することを試みた。この論点を現代社会という観点から前述のラッシュとアーリの論点と対比させると、以下のように考えられる。マイノリティの自己肯定における文脈の付け替えはそれまでの社会的文脈からの離脱と新しい文脈の選択・創造による社会的カテゴリーの創出といえることができる。また、ニーズの充足に焦点を合わせることも現代社会的含意を見ることができるが、ラッシュとアーリの論じ

る消費における記号・イメージの選択による意味づけを導く記号論的作業は、ニーズの充足を通じた社会的文脈やカテゴリーの選択・創出と捉えることができ、そこへの同一化としての現代的な自己表出のあり方をみる事ができるだろう。

2.3 社会空間の表出と地域内存在としての自己の表出

ここまでの考察を本論文の論点から整理してみよう。まずラッシュとアーリの議論からは、情報や記号という客体に焦点を合わせることから、現代社会の基盤となった情報コミュニケーション構造のもとでの記号・サービスの流通と選択による自己や社会（共同体／コミュニティ）の表出について見る事ができた。この現代社会における客体の分析的な重視は、生活システムの汎用的機能化が客体化の側面を持つことを示していると考えられる。また、彼らはローカルなもの的重要性を指摘したが、選択され創出されるものとしてのローカルまたは地域社会の新たな様態での表出可能性が期待されている。ここでは情報や記号を、それを使用する主体と普遍性の側面からではなく、客体と個別性の側面から自己や社会において捉えている点が重要である。地域情報化という観点からは、それは「地域社会」や「地域内存在」が記号・情報またはそれを供給するシステムという客体を通して表出されることが示唆されているからである。

次に「当事者」の議論からは、社会が満たすべきニーズの充足と、自己肯定のための社会的文脈の置き換えの論点が得られる。地域情報化において「地域社会」を何らかの準拠枠として措定するのはニーズの社会性（あるいは領域

性)と対応させるためであるが、そのニーズの充足を通して自己の生活における社会的文脈として地域社会が置かれるものと考えられることができる。こうしたサービスの享受を媒介とすることによって、生活者の地域内存在としての認識および自己表出を捉えることができる。

ただし、個人を起点とするという視点からは、そのような認識・表出は選択されたニーズの充足の結果として自己の一部の表出にすぎない。その帰結として現代社会においては自己存在・自己表出が生活上のコンテクストにおいて複数の相をもつのであり、個々人における表出のあり方には同じカテゴリーにおいても異同があることに注意しなければならない。その意味では地域内存在としての自己および地域社会は複相的なものとして現れると想定される。

なお、現代社会の生活形態は機能的な汎用化が進んでおり、それが導く機能的な受動性が地域社会においても基本的様態となると考えられる(城戸 2020)。そのため、ニーズと当事者はそのような状況において位置付ける必要がある。上記の論点を進めるためには、地域という範域での社会的なニーズに対して個人レベルでの主体性をもとめるだけでなく、全体社会と個人の間の中間領域という範域において社会的な能動性の在り方を検討する必要がある。

地域社会という観点は何らかの範域と社会的カテゴリーを必要とする。しかし、現代社会においてそれは自明ではなくなり、包括的な社会的・空間的範域は考察の前提としては措定できない。それに代わって新たに範域を設定するには、地域社会の構成員を「地域内のアクター」に位置づける社会的文脈の置き換えを行う、何らかの社会的装置を検討することが必要になる。次章では「アーキテクチャ」の観点からこ

の章で取り上げた論点を整理して中間領域のアーキテクチャ分析の視点を検討し、臼杵市の地域情報化を事例として地域社会における地域情報インフラの社会的意味について検討する

3. アーキテクチャとしての地域情報ネットワーク——臼杵市での事例から

この章では本稿の課題である中間領域における情報化としての地域情報化の社会的意味を考察したい。ここでは前章での議論をアーキテクチャの視点から整理して中間領域のアーキテクチャとしての地域情報インフラを考察する視点を検討し、それによって大分県臼杵市での地域情報化を事例として地域社会の情報インフラの社会的意味を考える。

3.1 アーキテクチャとしての地域情報インフラ

前稿(城戸 2020)でも取り上げた「アーキテクチャ」はレッシグが1999年に提唱した概念である(Lessig 1999=2001)。彼は法学者の立場から現代社会における規制と自由の問題を提起したが、現代ではサイバー空間におけるコードにより利用者の関与や認識がないままで規制が行われていることを問題としている。アーキテクチャは彼が人間の行為を規制するものとしてあげる4つの手段の1つだが、それは設計されたコードによってアクセスなどの条件を規定するものであり、規制の対象者に事前の通知がなく、エージェントを必要とせず規制が行われる点などを特徴とする(Lessig 1999=2001: 153-178, 419-423)。そこではコードが特定の価値により設計され、規制される者がそれに預かれず、それを知らないままに規制を受けることが問題とされる(Lessig 1999=2001: 160)。

日本ではレッシングの議論を敷衍させた東浩紀が社会批評として「環境管理型権力」を論じている（東 2007）。彼は現代の権力が近代の規律訓練型から環境管理型権力に転換したとする。情報化の進展によりインターネットという双方向メディアにおいて個人情報にもとづく監視が行われていることをあげ、権力と自由、管理されることの非意識化と管理されることによる受動的な自由の受容という現代社会の特徴的状況を指摘している。

その一方でアーキテクチャを肯定的に捉える論考もある。鈴木謙介は人材マネジメントの例をあげ、自発性を引き出す仕組みとして捉えている（鈴木 2009）。彼はアーキテクチャを一定の幅での自己決定を促すために設計されたものとし、そこでの設計者と利用者の相互作用と両者を取り巻く変数との相関が自発的行動を生み出すとし、自由と最適化の両立に創発性を見ている（鈴木 2009）。また、濱野智史はインターネットのサブカルチャーを題材として、アーキテクチャの特性を肯定的に捉えている（濱野 2008=2015）。濱野は多様なアーキテクチャが階層的に蓄積してソーシャルウェアとして発達する状態を「アーキテクチャの生態系」と捉えた。特に興味深いのはケータイ小説を題材に、情報機器の操作がユーザーにとってリアリティをもつものであり、そこにリテラシーの解釈の可能性を提起している点である（濱野 2008=2015: 301,311-312）。この「ログ操作的リアリズム」は、機器の操作という点から機能化が進む現代の生活過程を解釈する視点を示唆するものといえる。

これらの議論は、前章で触れたラッシュとアーリの議論における「情報コミュニケーション構造」をシステムの側から技術的進歩による

情報環境の深化を含めて捉えたものといえる。ラッシュとアーリにおいては専門家システムの重要性が説かれていたが（Lash and Urly 1994=2018: 98,102）、アーキテクチャはそれが情報通信技術の発展によって自明の「環境」となった状況を示しているといえる。レッシングや東の危惧する見えない管理の問題については、現在GAFと呼ばれる巨大プラットフォームによる情報リソースや利益の独占が問われているが、この点は情報化において中間領域のもつ意味を考察する上でひとつの論点となる。

またラッシュとアーリの述べる客体における再帰性と関連させて、鈴木の最適化によって生まれる自発性や濱野のログ的リアリズムを考えることができる。現代の社会システムはラッシュとアーリの言う「客体」に重心が移ったとはいえ、そこにも何らかの能動的契機を見出すことができる。鈴木と濱野の考察は、消費において論じられていた「記号論的作業」が、それにとどまらない過程となっていることを示しており、そこには機能的に汎用化した生活システムでの現代的な行為の意味づけ作用を見ることができる。

これらを踏まえた上で、ここでは地域社会の情報インフラを全体社会と個人の間「中間領域」におけるアーキテクチャとして位置づける。そしてユーザーの側から不可視な管理を中間領域に準拠する社会的仕組みによって地域社会に対して可視的なものとする可能性という社会的な意味について考察をおこなう。前章の論点から、中間領域という性質において、地域情報インフラは情報や記号の流通と選択による自己や地域社会の意味づけや表出に関していかなる社会的役割や意味をもつのかを問うことになる。

そこで重要な意味をもつのが前章でみた「当事者」の視点である。アーキテクチャの議論を当事者と関連付けると、アーキテクチャには東が強調するようにシステムによる管理や最適化という受動的な側面があり、当事者をもつ能動性と反するが、その一方で鈴木や濱野の議論にあるように何らかの仕組みや手順を指定することで、そこでの自発性や操作における能動性に当事者をもつ能動的な社会的文脈の選択や創出を考えることができる。地域情報化においては、そこで当事者となりうるアクターはエンドユーザーとしての個人とともに、中間領域における情報インフラの管理者・利用者としてのアソシエーションも加えることができる。それらは同様に汎用化したネットワークに置かれた中間領域におけるユーザーとして位置づけられる。この観点から地域情報化において地域という範囲で社会的に充足されるべきニーズとは何か、またその充足による「地域内存在」という社会的文脈の置き換えは可能かについて問うことができる。

次節では、地域情報インフラの利用による地域社会の表出や意味づけ、地域情報化によって社会的に充足されるニーズ、そこにおいて選択・創出される社会的文脈という上記の3つの論点から、大分県臼杵市の地域情報化事業を事例として地域社会の情報ネットワークがもつ社会的意味を考える。

3.2 臼杵市の地域情報化事業

ここでは大分県臼杵市の地域情報化事業を事

例として取り上げるが、その特徴を理解するために大分県での地域情報化について触れておく。大分県では地方としては全国的にも早く、情報通信が自由化された1980年代半ばから継続的に自主的な地域情報化の活動や施策が行われている⁸。2000年以降は県域でのブロードバンドの基幹インフラ整備を計画的に行い、行政利用の他にネットワークの基幹施設の共同利用や民間開放を行っている⁹（城戸 2006）。

別稿で述べたが、大分県での地域情報化の特徴は単なる行政主導の情報化ではなく、当初はユーザーグループによるパソコン通信を県が支援したことから始まったように、情報格差の是正を地域社会共通の課題として認識し、各セクターの協働により取り組んだ点が他の地域には見られない特徴であり、それを通して情報化という位相で新たな地域社会の表出と認識が形成されたことが見て取れる（城戸 2004, 2009）。これは前節で示した論点からみると、情報通信サービスを地域社会で充足されるべきニーズと捉え、地域情報インフラの構築を選択肢とすることで範囲としての地域社会が新たに認識され、当事者としての各セクターの協働による情報化という新たな社会的文脈が創出されることによって、これまでの活動が行われてきたと捉えることができる。

山間地の多い大分県では2000年以前からケーブルテレビ事業が行われてきたが、2000年以降はブロードバンドの基盤整備を目的とした自治体によるケーブルテレビ事業が多く行われている（城戸 2009）。臼杵市の地域情報化事業も

⁸ 大分県の地域情報化については、尾野（1994）、城戸（2004）および城戸（2009）を参照。

⁹ 大分県は政府の補助事業を活用して市町村と共同で整備した基幹ネットワーク「豊の国ハイパーネットワーク」を運営している。これは民間利用を前提に設計され、利用団体が参加する運営協議会によって運営されている。これを含む同県の地域情報化施策に関しては、大分県 DX 推進課のホームページを参照のこと（2021年8月1日取、<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14280/hyper.html>）

ケーブルテレビを活用した光回線のネットワークによるものであり、1999年以降継続的に進められている（城戸 2002）。臼杵市を対象地として取り上げてきたのは、以下の理由による。1つは商用サービスによる情報通信の整備が遅れていた小規模の地方都市であり、地域社会の活動が見えやすいことがある¹⁰。次には地域情報化事業において政府の施策という「上からの」情報化ではなく、自主的な判断によって独自の情報化事業が現在に至るまで継続的に行われていることがあげられる。

臼杵市の地域情報化事業については事業の開始当初から研究対象として取り上げ、第1章で述べたような論点から検討してきた。ここでは前節で示した、①地域インフラの地域社会の表出における役割、②社会的に充足されるニーズ、③それに関連して創出される社会的文脈の3点から臼杵市の事業を整理する。事業の開始から20年以上が経過し、情報政策のあり方や情報通信の技術や事業のあり方が大きく変化しているので、以下では事業開始以降の取り組みを2つの時期に分けて整理する。

（1）第1期 2000年～2010年頃

この時期は2000年施行の「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」に見られるように、情報通信の高度化が政府の重要な政策課題となっていた。しかし、臼杵市の地域情報化政策は上記の様なそれまでの大分県での地域情報化

の文脈において独自に計画され、2000年度より「臼杵市ケーブルネットワーク事業」として取り組まれているものである¹¹（城戸 2005）。政府の複数の補助事業を受けて「臼杵市ケーブルネットワークセンター」（以下、ネットワークセンター）を基幹施設とする光ケーブルを基幹回線としたケーブルテレビネットワークの整備が行われた。なお、事業開始当初の2001年から2003年までは実証実験としてケーブルテレビ事業が行われていた（城戸 2002, 2005）。

ここで注意すべきはこの地域情報化事業が単なる情報格差の解消のみを目的としたものではない点である。事業は当時の総合計画に位置づけられ、行政情報の発信や市民サービスとしての情報通信サービスの提供ではなく、教育、防災、福祉、観光、交流などの地域課題を解決する手段として位置づけられている（城戸 2002）。地域情報化事業によるインフラ整備は他の施策と関連付けられることで地域課題を通して「臼杵市」を表出し、情報インフラの利用が新しい社会的文脈を置くものと見ることができる。これらのうち市が特に重要視したのは防災と情報教育の2点である。前者では風水害における情報発信として河川等の状況を伝えるために市内数カ所にライブカメラを設置し、ホームページから閲覧できるようになっている¹²。また、ケーブルテレビの自主放送は緊急の際に防災情報を提供することを重要なねらいとしている。

¹⁰ 臼杵市ホームページ「人口の変化（2019年2月更新）」では事業開始直前の2000年は45,486人（当時の野津町を含む）（2021年8月7日取得、<https://www.city.usuki.oita.jp/docs/2014012901154/>）、広報臼杵2021年8月号での推計人口は35,430人となっている（2021年8月7日取得、<https://www.city.usuki.oita.jp/docs/2021071900011/>）。

¹¹ 臼杵市のケーブルネットワークセンター事業については同市ホームページ「臼杵市ケーブルネットワークセンター事業」を参照のこと（2021年8月1日取得、<https://www.city.usuki.oita.jp/categories/shimin/jorei/catv/>）。

¹² 現在も市のホームページ「防災カメラ」から見る事ができる（2021年8月7日取得、<https://www.city.usuki.oita.jp/categories/shimin/bosai/camera/>）。

当初の臼杵市の地域情報化事業において、その特徴を最も表しているのが市民向け情報教育の重視である。ケーブルテレビ事業の開始と合わせ、事業の柱の1つとしてパソコン講座の専用施設「臼杵市ふれあい情報センター」（以下、情報センター）が2001年に開設されている。同時期の2001年から2002年にかけては政府によるパソコン講習事業が全国的に行われたが、これはそれに先立つ臼杵市独自の施策であり、地域情報化を所管する総務課が講座の企画立案を行うものだった。それまで臼杵市では商用サービスによるインターネットの利用は一部地域に限定されていたが、この事業によりインターネットの利用が市内で広く可能になった。このインターネットを介した市民の交流がひとつの目標とされ、それを達成するために市民、特に高齢者への情報教育が重要な課題として位置づけられた。このようにパソコン講座は単なる市民の私的なニーズに応えるだけでなく、情報教育自体が地域社会という枠組みで必要となる社会的ニーズとして捉えられていたのである¹³（城戸 2002）。

また、新しい社会的文脈の創出という点で、この実証実験の時期に重視されたのが市民相互および市民と行政とのコミュニケーションの活性化である（城戸 2002）。当時の市長は行政再建のための市民参加を重視しており、その方法のひとつにインターネットによるコミュニケー

ションが位置づけられていた。事業の開始当時は本サービスではない実証実験であるため、インターネット接続サービスを利用する際には実証実験へのインターネット実験モニターとしての参加という形をとり、市からのアンケートや行政評価への回答などが義務づけられていた（城戸 2005）。

新たな記号やイメージによる地域社会の表出という点では、整備事業によりネットワークセンター、情報センター、「サーラ・デ・うすき」¹⁴（以下、サーラ）の3施設が歴史的景観地区に隣接する中心市街地に整備されたが、歴史的景観に調和するように和洋の伝統的なデザインの外観を採用していることが特徴となっている。このうち隣接する情報センターと、マルチメディアを利用した観光情報の発信による交流施設として整備されたサーラは芝生の中庭を囲む形で立地しており、新たに地域社会のシンボリック空間を生み出すことをねらいとしたものと考えられる（城戸 2002）。

これらに加えて、市が運営するケーブルテレビという事業形態そのものが地域社会を表出する装置として機能していると考えられる。ケーブルテレビの自主放送の内容が地域情報や行政情報だからではなく、その利用自体が第1に臼杵市民に限られたものであり、第2にネットワークセンターにおいて契約するという意識的行為を必要とするからである。それによって、

¹³ 情報センターを利用したユーザーグループとしては、シニアネット大分の臼杵支部が情報センターを定期的に利用して勉強会などの活動を行う他に、自主的に市民向けのパソコン教室とヘルプデスクを開設していた（城戸 2004）。後述の情報センターの廃止後は臼杵市中央公民館に会場を移して行われている。シニアネット大分および同臼杵支部については以下を参照のこと（2021年8月7日取得、<https://sno-oita.sakura.ne.jp/senioroita/index.html>）。

¹⁴ 情報センターとサーラは当初は別施設として運営されていたが、2006年にサーラに運営統合された。現在のサーラについては臼杵市ホームページの施設案内を参照のこと（2021年8月7日取得、<https://www.city.usuki.oita.jp/docs/2017041800023/>）。

ケーブルテレビの利用という新しいニーズと文脈が生まれ、そこにおいて地域社会が可視化されると考えられる。

このように、地域情報化事業は単なる施設整備や市民へのサービス提供という機能的な面だけでなく、地域課題に関して市と市民、または市民相互における新しい社会的ニーズを生み出し、地域社会を表出しようとする新しい社会的文脈を創出する契機として位置づけることができる。実証実験終了後の2004年からは市が放送事業者資格を取得し、市が中心となって出資する第三セクターである臼杵ケーブルネット株式会社（以下、U-net）¹⁵に運営委託を行う形で本サービスが開始された。また、2006年の大野郡野津町との合併の際には、その条件のひとつとしてケーブルテレビ事業があり、合併後はケーブルテレビエリアを野津地区に拡張する事業が進められた¹⁶（城戸 2006）。ここでもケーブルテレビ事業が新しい「臼杵市」を表出し可視化する機能を果たしているといえる（城戸 2007）。

（2）第2期 2010年頃～現在

この時期は政府の情報通信関連政策が転換し、また情報通信では次第に超地域的な汎用的システムが情報環境の中心となり汎用的システムと個別ユーザーへの二極化が進む時期に当たり、またこれと並行して地域社会においても地域インフラの活用によって生活のデジタル化が

進んでいく。この変化の中で臼杵市の事業においても新技術への適応や経営の効率化などが必要になり、中間領域での地域情報化のもつ社会的意味が新たに問われることになる。

時系列に沿って主な事項を見てゆく。政府の政策によって2011年7月の地上波デジタル放送への対応が求められることになった（城戸 2012）。デジタル波に対応したネットワークセンター設備等の変更を行っただけでなく、政府より求められた一定期間のアナログ波の配信への対応も必要だった。この上からの事業の一方で、自主的な事業として臼杵市は事業開始から10年が経った臼杵地区での施設機器や基幹回線・宅内配線の更新と規格の高度化を始めている。2012年以降、政府の「国土強靱化事業」を活用してネットワークセンターの整備をおこない、また自主財源により臼杵地区の基幹回線を更新・高度化する事業を継続的にすすめている¹⁷（城戸 2015）。これは地域情報化事業に対する自治体の責任という文脈で地域情報化に付与された社会的に充足されるべき課題であり、その充足の取り組みと捉えることができる。

また、同じ2012年から地域イントラネットを利用した事業として、臼杵市医師会を中心とする地域医療・介護・保険情報連係事業である「うすき石仏ねっと」（以下、石仏ねっと）の運用が厚生労働省の補助事業を受けて開始されている¹⁸。これは地域イントラネットのVPNを利

¹⁵ 臼杵ケーブルネット株式会社の事業概要と自主制作番組「臼杵市民チャンネル」については同社ホームページを参照のこと（2021年8月7日取得、<https://unet.co.jp/>）。

¹⁶ 野津地区での整備事業については「臼杵市ケーブルネットワークセンター事業」の「事業の概要」を参照のこと。

¹⁷ 2020年と2021年は聞き取り調査を行えなかったが、2020年度には総務省の補助事業を受けている。前述の臼杵市ホームページ「臼杵市ケーブルネットワークセンター事業」の「事業の概要」を参照のこと。

¹⁸ うすき石仏ねっとについて、同ホームページを参照のこと（2021年8月8日取得、<http://usukisekibutsu.projectz12.sky.linkclub.com/>）。

用した臼杵市医師会によるカルテの電子化(2006年~2008年)を前身とし、医療・介護施設・訪問介護・調剤薬局など参加機関のデータを電子化して共有し相互利用するシステムである(城戸 2015, 2018)。これは地域イントラネットを地域社会のアクターが活用した事例であり、参加機関間の相互連携という新しい社会的文脈を形成し、それによって各種手帳の電子化や健診結果の履歴表示などの新しい社会的に充足しうるニーズを生み出すものといえる。また、地域社会のアソシエーションの連携による地域情報インフラの利用は、医療などの社会的要件の充足を通して「地域社会」を表出する役割をもつと考えられる。

2016年には臼杵市の地域情報化事業において大きな転換が行われた。第1は、ケーブルテレビ事業の公設民営化であり、市に代わってU-netがケーブルテレビ事業の事業主体となった(城戸 2016, 2017)。前述の様に市が放送事業者の資格を取り、第三セクターのU-netに運営委託を行っていたが、この準備としてU-netは2013年に大分市のケーブルテレコムが過半数の株式を取得して同社のグループ企業となっていた¹⁹(城戸 2016)。これは地域ケーブルネットワーク事業から市民へのサービスとしてのケーブルテレビ事業の経営を分離するものであるが、それは急速に変化する情報環境に対応して利用者サービスを充実させるには柔軟な判断が必要であり、それが行政では難しいことが理由としてあげられていた。またU-netにとっては

市からの補助に頼らない経営の自立化が求められる一方で、より地域社会のマスメディアとして自主的な経営が可能になった。この点でU-netは地域情報化におけるアクターとして以前よりも大きな役割が求められることになったといえる。

第2は、ふれあい情報センターの廃止である²⁰(城戸 2017, 2018)。日常生活でのPCスキルの普及が進みパソコン講座の受講者の減少が続いたため、同センターは施設の利用目的の見直しが行われた。講座については当初は総務課による企画のまま公民館に実施が移管されたが、2018年からは総務課の企画としては開講しないこととなった(城戸 2017, 2019)。また、サーラの観光情報の発信機能については、2014年開館の臼杵市観光交流プラザに機能が移管されており、ネットワークセンター、情報センター、サーラの3施設はそれぞれその当初の役割を変えることとなった。特に旧情報センターを含むサーラは郷土の食をテーマとする交流施設に目的が転換され地域情報化事業から外れることになったが、それは情報に代わって「食」という記号による新しい地域社会の表出をねらいとするものになったといえる。情報センターの廃止は行政による情報教育が社会的なニーズではなくなるとともに、当初期待されたような市民が交流する社会的文脈が十分に形成されなかった結果と考えられる。

また、同年から地域イントラネットの活用として、市が指定する二次避難所での災害情報

¹⁹ 大分ケーブルテレコムについては同社ホームページを参照のこと(2021年8月9日取得, <https://www.jcom.oct-net.ne.jp/>)。同社はホームページの「企業情報」にあるように、大分県内の自治体ケーブルテレビの放送、インターネットなどのサービスの支援を行っている。また、同社は現在全国大手ケーブルテレビ企業J:COMのグループ企業となっている。

²⁰ 情報センターの廃止後は「食」をテーマとする施設への改装が行われた。詳しくはサーラのホームページを参照のこと。

ボックスの整備が進められた（城戸 2018, 2019）。これは災害時に市民が必要な情報を得るために二次避難所で商用回線の無線を無料で利用できるようにすることを目的としたものである。この年度以降、地域イントラネットが設置されている小中学校、公民館、コミュニティセンターでの整備が進められている。これは情報端末としてのスマートフォンの普及によるモバイルな情報利用が日常化したことを背景として、災害時の避難という非日常的な社会的文脈における社会的なニーズとして無線通信の利用が捉えられ、地域イントラネットと無線通信の融合によってそれに対応したものと見ることができる。

石仏ねっとに関連して、2017年から医療情報連携広域基盤が「クラウド型 EHR 高度化事業」として総務省補助事業により開始され、補助終了後の2018年以降も稼働している²¹（城戸 2019）。これには大分市、津久見市、豊後高田市の医師会等が参加し、石仏ねっとにおいては市民の市外での受診・健診のデータを利用できるようになることが利点としてあげられる。また、石仏ねっとには2018年より電子母子手帳アプリ「ちあほっと」が導入された²²（城戸 2019）。これは石仏ねっとへの接続機能を持ち、予防接種や乳幼児健診結果を個人で利用できるようにするものである。前者はアソシエーションのレベルでの医療情報の地域社会での利用拡大という社会的ニーズを見ることができ、その

ための市域を越えた共同利用という社会的文脈が新たに形成されている。また、後者は個人ユーザーレベルでの生活サービスの電子化という社会的なニーズとその利用という社会的文脈に対応するものと捉えることができる。

このほか、ケーブルテレビ事業に関しては、2017年にネットワークセンターのBS4K放送への対応が行われ（城戸 2018）、また2018年より2020年をめどに防災無線のデジタル化が進められている。これは緊急速報の発信や自主放送画面での防災情報の表示などを行うシステムである（城戸 2019）。

ここまで20年にわたる臼杵市の地域情報化事業の概略を述べたが、そこでは政府の補助事業を活用しながら、地域社会の判断による自主的な地域情報化が進められてきたことが分かる。また事業が長期間に渡るなかで、政策や情報環境の変化に応じて施策が行われていることも分かる。次節ではこの章のまとめとして、これらの点を踏まえて、地域情報インフラの中間領域としての社会的意味を考えてみる。

3.3 地域情報インフラにおける中間領域としての社会的意味

以上、臼杵市での地域情報化事業の概要を時系列において見てきたが、それは地域イントラネットによる中間領域における情報通信の社会的利用の枠組みの構築を目指したものと捉えることができる。前節では3つの視点から臼杵市

²¹ クラウド型 EHR 高度化事業については、総務省ホームページ「クラウド型 EHR 高度化事業に係る提案の公募（平成28年12月22日）」（2021年8月9日取得、https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu02_04000271.html）、および「クラウド型 EHR 高度化事業」に係る交付先候補の決定（平成29年3月7日）」（2021年8月9日取得、https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000163.html）を参照のこと。また、大分市には3の医師会があり、そのうち大分市医師会のみが参加となっている。

²² 利用方法等は臼杵市ホームページ「臼杵市版電子母子手帳「ちあほっと」」を参照（2021年8月9日取得、<https://www.city.usuki.oita.jp/docs/2014020500134/>）。

の事例を見てきた。第1は情報インフラとその利用を介した新たな中間領域としての地域社会の表出、第2は地域社会に限定された生活要件の情報化による中間領域での社会的なニーズへの対応または創出、第3は情報通信機器の利用における中間領域に限定された組織的および個人的文脈の形成である。以下、この章のまとめとして、この3つの視点から2つの時期ごとに地域情報化における中間領域の社会的意味について整理してみる。

第1期において、第1点については中間領域に限定された地域インフラの整備と市民の利用、3つの施設による中心市街地での地域社会の新しいシンボル空間の形成、また実証実験と情報センターにあったインターネットを介した市民の地域社会への参加をあげることができる。ここでは行政の事業として市域が中間領域としての準拠枠になるだけでなく、その効果において中間領域の情報インフラというケーブルテレビの特性によって「地域社会」が新たに表出されると捉えられる。

第2点について、前述の大分県の事例にあるように、商業資本によるサービス提供が進まない地方では、情報格差の解消にはそれが地域社会という中間領域の課題として認識される必要がある。またそれは個人の情報通信ニーズにおける私的な利便性の向上ではなく、臼杵市の事例にあるように、情報通信のニーズを地域社会での他の課題の解決に関連付けることが必要になる。また次の第3点とも重なるが、情報通信を直接的・間接的に介したコミュニケーション

や交流というニーズが地域社会において生み出されることもあげられる²³。第3点では情報センターに特徴的なように、生活圏での市民間のコミュニケーションや交流による社会的文脈の形成が期待されていた点が挙げられる。また、新しい施設の利用自体もそれによってそれまでになかった社会的文脈を生み出すと考えられる。臼杵市では注13や注23に示したようなユーザーグループによる活動があり、その広がりが期待されていたが、この点では十分に機能してなかったと考えられる。

第2期において、第1点については、情報技術の高度化により、2つの面で中間領域としての地域社会が表出されると考えられる。1つは地域情報インフラの自主的整備においてである。一方で情報通信サービスの高度化はケーブルテレビの公設民営化にみられるように中間領域を超えた運営の効率化やサービスの進化を必要とする一方で、情報インフラ自体については、行政による主体的な政策や新技術などへの対応、設備の更新などの継続的な整備や対応が当事者として求められる点である。もう一つは地域イントラネットの利用に見られる様に、アソシエーションや個人という地域社会のアクターの利用において、中間領域の社会的意味が認識されうる点である。石仏ねっとは関連機関の連携によって業務分野を超えた領域として地域社会が可視化され、また利用者もそのシステムを通して地域社会での生活が可視化される契機になると考えられる（城戸2017）。

第2の点については、第1点と第3点とも重

²³ 臼杵市中央公民館の高齢者学級「亀城学園」とその修了者による高齢者教室「亀城大学」には亀城大学パソコンクラブがあり、パソコンの学習や趣味への活用をおこなっている（城戸2007）。亀城学園、亀城大学については臼杵市ホームページ「高齢者教室」を参照のこと（2021年8月9日取、<https://www.city.usuki.oita.jp/docs/2014021000107/>）。また亀城大学パソコンクラブについては下記ホームページを参照のこと（2021年8月9日取得、<http://www.9.plala.or.jp/kaoshun/kidai.html>）。

なるが、中間領域において充足される社会的ニーズは、1つは市の整備事業に見られる様なインフラレベルでの整備と更新の必要性である。これは個人ユーザーの私的利用からは不可視のものであり、中間領域における当事者として行政がその充足を図るものといえる。また、これに対して、石仏ねっとの例は、個人の医療関係の充足と同時に、そのために中間領域の情報システムによって充足されるべき社会的ニーズが存在することを示しているといえる。また、ちあほっつに見られる様に個人ユーザーのレベルでも中間領域を枠組みとして充足可能になる医療・健康に関するニーズを新たに見出すことができると考えられる。

第3点については、まず事業における社会的文脈の転換が見られた。情報センターの廃止は、第1期で期待されたインターネットによる中間領域での社会的文脈の形成が情報教育の施設を介しては十分には行えなかったことを意味している。日常生活ではインターネットの利用はパーソナルな領域に偏りがちであり、それを地域社会に媒介する装置としての役割を情報センターが果たせなかったといえる。これに対して、石仏ねっとは上記の様に地域社会における事業の連携という形態で機能的な形で新たな社会的文脈を形成したといえる。また、それに参加した市民についても医療データシステムの利用という形態で自己の健康と地域社会とを関係づける社会的文脈が現れていると考えられる。ちあほっつはそのアプリ化であり、上記の中間領域の社会的文脈を私的な情報サービスの利用

という日常的な文脈に接続するものと見ることが出来る。

中間領域の情報インフラに関しては、技術的・機能的な要因によって直ちに新たな社会的空間が生み出されるものとは考えていない²⁴。白杵市の地域情報化事業の事例からは、汎用化と個人化が進む現代の情報化においても、地域社会という中間領域においては地域社会を範域とする社会的装置によって情報環境の運営・管理を社会的に可視化することが可能となり、それによる情報化の過程において中間領域としての地域社会を新たに意味づけるニーズや文脈が形成されることが示唆されていると考える。次章では本稿のまとめとして、この中間領域における情報インフラのもつ意味を現代社会という観点から整理したい。

4. デジタル社会における地域情報化とは

本稿では「デジタル社会」の実現が政府の政策目標となることにみられるように、社会全体での高度情報化が進むなかで地域情報化において地域情報インフラが中間領域において持ちうる社会的意味の考察を課題とし、以下の考察を行った。まず、現代社会論の理論的視点として、ラッシュとアーリーによる考察を取り上げた。それは情報化が進む現代社会での客体としての記号と空間をめぐる社会の変容に焦点を合わせたものであった。本稿では彼らの論点のうち、地域情報化の考察に援用しうるものとして、現代

²⁴ ここでいう「中間領域」とは全体社会と個人との中間の範域であり、地域情報化においては情報インフラによって機能的に設定され、それを利用しうるエリアとしての範域を意味している。それは考察の前提としての現代の生活システムの機能化において現れる範域であり、それだけで「地域社会」としての社会的な意味をもつものではない。

社会の基盤となった情報コミュニケーション構造、選択され創出されるものとしての共同体、記号・イメージによる社会の表出性を取り上げて検討した。特に、記号としての情報を客体として捉える点は情報インフラを考察する際に重要な視点といえる。これに加えて主体についての論考である「当事者」の議論については、社会的に充足されるべきニーズの主体、自己の存在を肯定しうる社会的文脈の置き換えという論点を取り上げ、現代における自己表出を捉える論点となり得るか検討した。

これらを中間領域での情報インフラを考察するためにアーキテクチャの概念によって整理した。そこから地域情報化の事例を考察する視点として、地域社会の表出における地域情報インフラの社会的役割、地域情報化において現れる社会的に充足されるニーズ、情報化を通じた「地域内存在」としての社会的文脈への置き換えという3つの論点を導き出し、大分県臼杵市の地域情報化の事例の特徴をこの3点から整理し、地域社会という中間領域において地域情報インフラがもつ社会的意味を考察した。そこでは中間領域においてこそ可能となる社会的ニーズ、社会的文脈の創出と、それを通じた地域社会の表出を考えることができた。しかし、これらの地域社会に関する考察は、デジタル社会に見られる汎用的な機能化が進む現代社会においてどう位置づけることができるのであろうか。

第1章で見たように、政府はデジタル社会の形成という新たな情報化政策を打ち出している。それは行政が保有する諸電子データの利活用の促進を中心とするが、その実現のための地域社会での取り組みが求められている。その一

方で、現代の地域社会は伝統社会としてだけでなく、近代社会の枠組みや制度の元でもそれまでのような社会的機能を十分に果たし得ず、「二重に」脱埋め込み化された状況となっている。この点ではデジタル社会は地域社会において住民や組織体を個別の社会的文脈に拠らない汎用的なリソースとすることを促進するといえる。これは地域社会にとっては、単にその上位の情報システムのリソースとなるだけでなく、地域社会も自身をデジタルなリソースにすることを意味していた。このように社会のデジタル化は、中間領域において二重のリソース化が進行するという意味での「地域の情報化」と捉えることができる。

ここでは触れなかったが、記号・イメージとしての地域情報という点では、Instagramなどの汎用的なネットワークサービスにより、従来の「地域外」への情報発信は超地域的な情報として発信することが可能になっている。このような地域情報発信のデジタル化は、ある面で地域社会内においても、生活圏での既存の社会的文脈から自由になった現代の生活者にとっては自己の生活圏を可視化する契機となりうる。しかし、それは地域社会固有の地域情報としてではなく、それをもとに記号化・イメージ化された「ローカル」という1つのジャンルにおける選択肢であり、それもまた他のジャンルを含めた選択肢の1つとして相対化される。こうした形態で表出される「地域社会」はラッシュとアリーの言う記号論的作業の対象としての客体であり、選択や創出が可能な相対的なものとして表出されていると考えられる²⁵。

このようなデジタル化が進む社会において、

²⁵ 例えば「映える」風景として投稿されても、他の地域の「映える」風景と共に地域性を無化された景観という「映え」の一ジャンルに組み込まれる。また、「ふるさと納税」においては、「ふるさとチョイス」という

地域情報化の意味や在り方はどのようなものとなるのだろうか。1つは「電磁処理されたデータ」の汎用的活用のための地理的領域での情報インフラと電子サービスの整備である。これは行政という制度的な枠組みにおける全体的な電子システムを前提とした「地域の情報化」といえる。これに対して、臼杵市の事例で見たように、地域社会の課題や諸活動を前提とする「情報の地域化」を考えることができる。それは地域社会のリソース化や手続きのデジタル化という機能的意味にとどまるものではなく、臼杵市の事例で地域情報インフラが当初は地域社会への住民参加のツールとして期待されていたように、地域社会独自の問題意識に基づき、そのための地域情報インフラの構築と運用という社会的意味において見る事ができる。そこでは地域社会のアクターによる自主的な選択が重要になる。それによって地域情報インフラが地域社会内の各セクター、アソシエーションあるいは個人間の協働を促すフィールドとしての役割をもつことが期待されるのである。

アーキテクチャにおいてみたように、汎用化する情報インフラに依拠した意識的・無意識的を問わない機能的な受動性は現代社会の基本的様態となっている。本稿の狙いは、これに対して情報インフラを中間領域で運用することによって、そこでの社会的な能動性を見いだすことにあった。中間領域において情報インフラが社会的装置を通して管理・運用されることによって、開かれた形でのニーズの充足が可能になり、そこに地域内存在という社会的文脈を置きうる可能性を事例によって見てきた。情報環

境の汎用化が進む中で、あえて中間領域を準拠枠とする地域情報化に焦点を当てるのはこのためである。

臼杵市の事例の考察をふまえて、地域情報インフラによって何らかの領域が設定されることにより、新たな形で地域社会を可視化し認識する可能性を想定することができた。ただその「地域社会」は伝統社会のように固定的で一義的なものではなく、地域社会のアクターの選択の結果として多相的であり、また機能的サービスの享受としては受動的であり、またニーズの選択という点では能動的なものであるという輻輳した様相をもつと考えられる。

現代社会では生活圏において「共に在る」ことはもはや社会的ではなく、より機能的・道具的なものになり、その結果として選択的になっている。だからこそ、中間領域での課題解決や問題発見の枠組みとして地域社会が重要な意味を持つのならば、いかなる様態で「そこに在る」ことの集合的文脈が表出され、地域社会のアクターの関与の対象となり得るのか問うことには現代的な意義があると考ええる。政策としてのデジタル社会が遂行される中で、情報化の側面から地域社会を考察することは重要になるのではないだろうか。

参考文献

- 東浩紀, 2007, 「情報自由論」, 『情報環境論集 東浩紀コレクションS』, 講談社, 9-205ページ。
Baudrillard, J., 1981, *Simulacres et simulation*, Paris, Galilée. (=1984, 竹原あき子訳『シミュラクルとシミュレーション』, 法政大学出版局.)
Bauman, Z., 2000, *Liquid Modernity*, Cambridge, Polity

ポータルサイトに見られるように、「ふるさと」は生活者としての経験や経歴にもとづくものではなく、自治体が提示する返礼品という客体によって表出され、選択されるものとなっている(2021年8月11日取得:
<https://www.furusato-tax.jp/?header>)。

- Press. (=2001, 森田典正訳『リキッド・モダニティ——液状化する社会』, 大月書店.)
- Beck, U., 1986, Riskgesellschaft, Frankfurt am Main, Shurkamp Verlag. (=1998, 東廉・伊藤美登里訳『危険社会』, 法政大学出版局.)
- Beck, U., A. Giddens and S. Lash, 1994, Reflexive Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order, London, Polity Press. (=松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳『再帰的近代化——近現代における政治, 伝統, 美的原理』, 而立書房, 1997年.)
- Giddens, A., 1990, The Consequences of Modernity, London, Polity Press. (=松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か——モダニティの帰結』, 而立書房, 1993年.)
- 濱野智史, 2008, 『アーキテクチャの生態系——情報環境はいかに設計されてきたか』, NTT出版 (=2015, 筑摩書房.)
- 樫田美雄・小川伸彦(編), 2021, 『〈当事者宣言〉の社会学——言葉とカテゴリー』 東信堂.
- 小宮友根, 2021, 「第8章 言葉を用いた革命の試み」, 樫田美雄・小川伸彦(編), 『〈当事者宣言〉の社会学——言葉とカテゴリー』, 東信堂:173-197.
- 城戸秀之, 2002, 「地域社会の「中」での情報化とは何か——大分県臼杵市の地域情報化基盤整備事業を事例として——」 鹿児島大学経済学会『経済学論集』58号:45-65.
- , 2004, 「IT化の推進と地域社会の情報化——大分県臼杵市の事例をもとに」 鹿児島大学経済学会『経済学論集』61号:49-64.
- , 2005, 「IT化の進展と地域情報化の転換について——大分県臼杵市の事例をもとに」 鹿児島大学経済学会『経済学論集』64号:1-19.
- , 2006, 『『ユビキタスネットワーク社会』, 市町村合併と地域情報化——大分県臼杵市の事例をもとに』 鹿児島大学経済学会『経済学論集』66号:17-40.
- , 2007, 「ユビキタスネットワーク社会における地域社会の多元的情報化について——大分県臼杵市の事例をもとに」 鹿児島大学経済学会『経済学論集』68号:21-40.
- , 2010, 『『地域の情報化』から『情報の地域化』へ——地域情報化における現代社会論的視点に関する試論』『経済学論集』75号, 鹿児島大学経済学会:1-10.
- , 2012, 「社会的変化としての地域情報化における社会的位相に関する試論——大分県の事例をもとにして」『経済学論集』79号, 鹿児島大学法文学部:1-18.
- , 2019, 「『当事者性』からみた現代の地域社会における生活圏の認識に関する試論——大分県臼杵市を事例として」『経済学論集』, 第93号, 鹿児島大学法文学部:1-19.
- , 2020, 「現代社会論の視点から見た地域情報化の社会的課題について——中間領域のアーキテクチャとしての地域情報インフラ」, 『経済学論集』95号, 鹿児島大学法文学部:87-104.
- Lash, S., and J. Urry, 1994, Economies of Signs and Space, Sage publications, Los Angeles. (=安達智史監訳, 中西真知子・清水一彦・川崎賢一・藤間公太・笹島秀晃・鳥越信吾訳『記号と空間の経済学——フロート再帰性の社会学』, 晃洋書房, 2018年.)
- Lessig, L., 1999, Code and other laws of Cyberspace, Basic Books, NY. (山形浩生・柏木亮二訳『CODE——インターネットの合法・違法・プライバシー』, 翔泳社, 2001年.)
- 中西正司・上野千鶴子, 2003, 『当事者主権』 岩波書店.
- 中庭光彦, 2017, 『コミュニティ3.0——地域バージョンアップの論理』, 水曜社.
- 農林水産省, 2018, 『子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集』(2021年7月22日取得, <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/kodomosyokudo-33.pdf>).
- 尾野 徹, 1994, 『電腦の国「COARA」——パソコン通信・インターネットがつくるグローバルな地方』, エーアイ出版.
- Ritzer, G., 2004, The Globalization of Nothing, Pine Forge Press, London and Delhi. (=正岡寛司監訳, 山本徹夫・山本光子訳『無のグローバル化』, 明石書店, 2005年.)
- 鈴木謙介, 2009, 「設計される意欲——自発性を引き出すアーキテクチャ」, 東浩紀・北田暁大編, 2009, 『思想地図 vol.3 特集・アーキテクチャ』, 日本放送出版協会:110-135.
- 田所承己, 2017, 『場所とつながる／場所ですつながる』, 弘文堂.
- 上野千鶴子, 2008, 「当事者とは誰か? ——ニーズ中心の福祉社会のために」, 上野千鶴子・中西正司編, 『ニーズ中心の福祉社会へ——当事者主権の次世代福祉戦略』 医学書院:10-37.
- , 2021, 「第10章 当事者の社会学へ向け」, 樫田美雄・小川伸彦(編), 『〈当事者宣言〉の社会学——言葉とカテゴリー』, 東信堂:227-261.
- 山崎亮, 2012, 『コミュニティデザインの時代——自分たちで「まち」をつくる』, 中央公論社.

吉田祐一郎, 2016, 「子ども食堂活動の意味と構成要素の検討に向けた一考察—地域における子どもを主体とした居場所づくりに向けて—」『四天王寺大学紀要』第62号: 355–368.

参考ウェブサイト

デジタル庁 2021年7月22日取得, <https://www.digital.go.jp/>
内閣府「デジタル社会形成基本法の概要」2021年7月22日取得, https://www.cas.go.jp/jp/houan/210209_1/siryoul.pdf
内閣官房・内閣府「地方創生」2021年7月22日取得, <https://www.chisou.go.jp/sousei/>
大分県DX推進課 2021年8月1日取得: <https://www.pref.oita.jp/soshiki/14280/hyper.html>
臼杵市 2021年8月1日取得, <http://www.city.usuki.oita.jp/>
臼杵市ケーブルネットワークセンター事業 2021年8月1日取得, <https://www.city.usuki.oita.jp/categories/shimin/jorei/catv/>
臼杵ケーブルネット株式会社 2021年8月1日取得, <http://unet.co.jp/>
サーラ・デ・うすき 2021年8月7日取得, <https://www.city.usuki.oita.jp/docs/2017041800023/>
うすき石仏ねっと 2021年8月8日取得, <http://usukisekibutsu.projectz12.sky.linkclub.com/>
大分ケーブルテレコム株式会社 2021年8月9日取得, <https://www.jcom.oct-net.ne.jp/>
NPO法人シニアネット大分 2021年8月7日取得, <https://sno-oita.sakura.ne.jp/senioroita/index.html>
亀城大学パソコンクラブ 2021年8月9日取得, <http://www9.plala.or.jp/kaoshun/kidai.html>
ふるさとチョイス 2021年8月11日取得, <https://www.furusato-tax.jp/?header>